

○国立大学法人東北大学受託研修員取扱規程

平成16年4月1日  
規第82号  
改正 平成16年10月26日規第304号  
平成17年4月1日規第69号  
平成18年4月26日規第99号  
平成18年9月27日規第134号  
平成19年4月1日規第79号  
平成19年4月10日規第115号  
平成20年1月9日規第9号  
平成20年4月22日規第93号  
平成20年9月29日規第149号  
平成21年4月14日規第72号  
平成21年12月8日規第120号  
平成22年4月13日規第53号  
平成22年10月22日規第90号  
平成24年5月8日規第62号  
平成24年10月23日規第107号  
平成25年4月23日規第76号  
平成26年3月11日規第12号  
平成26年4月22日規第95号  
平成26年7月8日規第126号  
平成26年12月22日規第155号  
平成27年4月28日規第70号  
平成27年5月26日規第79号  
平成28年4月26日規第60号  
平成29年4月25日規第95号  
平成30年5月8日規第122号

国立大学法人東北大学受託研修員取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における受託研修員の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研修員」とは、次条各号に掲げる資格を有する者で教授研究能力を向上させるため本学において研究に従事するものをいう。

2 この規程において「部局長」とは、各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号）第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等、国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所の長をいう。

(資格)

第3条 受託研修員となることができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国立大学法人（本学を除く。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構の教員
- 二 私立学校、専修学校、公立高等専門学校及び公立大学法人の教員
- 三 独立行政法人教職員支援機構が行う教職員派遣研修により本学に派遣される教員

(受入れの許可)

第4条 受託研修員は、本学の教育及び研究に支障のない場合に限り、受け入れるものとする。

る。

2 前項の受入れに係る許可は、総長が行う。

(研究期間)

第5条 受託研修員の研究期間は、1年以内とし、その期間は受入れを許可された日の属する年度の範囲内とする。

(指導教員)

第6条 受託研修員に対しては、研究の目的及び内容を考慮し、指導教員を定める。

(研究料)

第7条 受託研修員の研究料の額は、別表のとおりとする。

(施設等の利用)

第8条 受託研修員は、部局長の許可を得て、その施設及び設備を利用することができる。

(研究証明書の交付)

第9条 受託研修員が、その研究事項について証明を願い出たときは、総長が研究証明書を交付する。

(知的財産の取扱い)

第10条 受託研修員が、本学において行った研究活動により創出した知的財産は、次のとおり取り扱う。

一 受託研修員が、単独で知的財産を創出した場合は、原則として、当該受託研修員又は受託研修員の所属する民間会社等（以下「受託研修員等」という。）に帰属する。

二 受託研修員が、指導教員その他の本学の職員と共同して知的財産を創出した場合は、本学及び当該受託研修員等の共有とし、当該知的財産に係る出願等を行おうとするときは、共同出願契約を締結する。

三 前二号の場合において、本学は、当該受託研修員等の申出に基づき、当該受託研修員等に帰属する知的財産の譲渡を受けることができる。

(規則の遵守)

第11条 受託研修員は、本学の規則を守らなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、受託研修員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月26日規第304号改正）

この規程は、平成16年10月26日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年4月1日規第69号改正）

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月26日規第99号改正）

この規程は、平成18年4月26日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年9月27日規第134号改正）

この規程は、平成18年9月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規第79号改正）

この規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月10日規第115号改正）

この規程は、平成19年4月10日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年1月9日規第9号改正）

この規程は、平成20年1月9日から施行する。

附 則（平成20年4月22日規第93号改正）

この規程は、平成20年4月22日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年9月29日規第149号改正）

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月14日規第72号改正）

この規程は、平成21年4月14日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年12月8日規第120号改正）

この規程は、平成21年12月8日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則（平成22年4月13日規第53号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年10月22日規第90号改正）

この規程は、平成22年10月22日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成24年5月8日規第62号改正）

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成24年2月1日から適用する。

附 則（平成24年10月23日規第107号改正）

この規程は、平成24年10月23日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成24年10月1日から適用する。

附 則（平成25年4月23日規第76号改正）

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月11日規第12号改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同日以後に行う受入手続から適用する。

附 則（平成26年4月22日規第95号改正）

この規程は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日規第126号改正）

この規程は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月22日規第155号改正）

この規程は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第2条第2項の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月28日規第70号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月26日規第79号改正）

この規程は、平成27年5月26日から施行し、平成27年4月28日から適用する。

附 則（平成28年4月26日規第60号改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、〔中略〕平成28年4月1日から適用す

る。

附 則（平成29年4月25日規第95号改正）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第2条第2項、第3条第3号及び別表の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規第122号改正）

この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第2条第2項の規定（「及び」を「、」に改める部分、「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の同項の規定（「、教育情報学研究部」を削る部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

第3条第1号に掲げる資格を有する者

区分	定額	週2.5日	週2日	週1.5日	週1日
教授	月額 28,800円	月額 14,400円	月額 11,300円	月額 8,200円	月額 6,200円
准教授	月額 15,400円	月額 8,200円	月額 6,200円	月額 5,100円	月額 3,100円
講師	月額 11,300円	月額 6,200円	月額 4,100円	月額 3,100円	月額 2,100円
助教 助手	月額 7,200円	月額 4,100円	月額 3,100円	月額 2,100円	月額 1,000円

第3条第2号又は第3号に掲げる資格を有する者

派遣機関	区分	研究料
私立学校 専修学校 公立高等専門学校 公立大学	実験（臨床を含む）系	月額 37,110円
	非実験系	月額 18,560円
教職員支援機構	実験（臨床を含む）系	月額 10,000円
	非実験系	月額 5,800円